

特別区制度懇談会の設置要綱

平成 20 年 5 月 9 日
財団法人特別区協議会理事会決定

(目的及び設置)

第1条 第二次特別区制度調査会報告の方向を踏まえ、今後の特別区のあり方などを検討するため、財団法人特別区協議会寄附行為第4条第1号の規定に基づき、「特別区制度懇談会(以下「懇談会」という。)」を設置する。

(組織)

第2条 懇談会は、学識経験を有する者のうちから、理事会の議決を得て、理事長が委嘱する委員をもって構成する。

2 前項の理事長が委嘱をする委員は、12名以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(座長及び副座長)

第4条 懇談会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。なお、副座長は1名とする。

2 座長は、懇談会を代表し、会議を総理する。

3 副座長は、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときに、その職務を代行する。

(運営)

第5条 懇談会は、座長が招集する。

2 懇談会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(報酬等)

第6条 懇談会の委員への報酬及び費用弁償については、「特別区制度調査会委員の報酬及び費用弁償に関する規程」の規定を準用する。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、事業部において処理する。

(補則)

第8条 前各条に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月9日から施行する。